

# 漁業センサス規則

付 漁業センサス規則の規定に基づき  
農林水産大臣が定める件

平成20年5月

農林水産省



改正

昭和三十八年六月一日農林省令第三十九号

林水産省令

○農林省令第三十九号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、漁業センサス規則を次のように定める。

漁業センサス規則

（目的）

第一条 この省令の定めるところにより行なう調査（以下「調査」という。）は、漁業センサス（指定統計第六十七号）を作成し、もつてわが国の水産行政に必要な漁業に関する基礎資料を整備することを目的とする。

（定義）

第二条 この省令で「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この省令で「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において當む漁業をいう。

3 この省令で「内水面漁業」とは、内水面（前項に規定する湖沼を除く。）において営む漁業をいう。

4 この省令で「漁業経営体」とは、調査期日（第四条の規定による調査期日をいう。以下同じ。）前一年間に海面漁業又は内水面漁業を営んだ事業所をいう。

5 この省令で「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであつて、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理（以下「漁業管理」という。）を行つているものをいう。

6 この省令で「センター」とは、地方農政局統計・情報センター、地方農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計・情報センター及び沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

7 この省令で「センターラー」とは、地方農政局統計・情報センターの長、地方農政事務所統計・情報センターの長、北海道農政事務所統計・情報センターの長及び沖縄総合事務局農林水産センターの長をいう。

8 この省令で「地方農政事務所長等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあつては地方農政事務所長、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。

(調査の種類)

第三条 調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査とする。

2 海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査とする。

(調査期日)

第四条 調査は、昭和三十八年及び同年から五年目ごとの各年（以下「調査年」という。）の十一月一日現在によつて行なう。

(調査の範囲)

第五条 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

2 内水面漁業調査は、次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面組合について行う。

一 内水面漁業に係る漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む漁業経営体

二 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

3 流通加工調査は、魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所について行う。

#### （調査事項）

第六条 海面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。

一 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

二 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

### 三 漁業管理の内容

### 四 生産条件

### 五 地域の活性化のための取組

2 内水面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。

一 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況

二 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

### 三 生産条件

四 地域の活性化のための取組

3 流通加工調査は、次に掲げる事項について行う。

一 従業者数

二 魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所の現況

4 前三項の調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票による。

(調査方法)

第七条 漁業経営体調査は、次条第一項の統計調査員の面接調査及び前条第四項の調査票を配布して行う自計申告調査の方法により、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査及び内水面漁業調査は、次条第五項の統計調査員の面接調査及び前条第四項の調査票を配布して行う自計申告調査の方法により、流通加工調査は、次条第五項の統計調査員が前条第四項の調査票を配布して行う自計申告調査の方法によつて行う。

(統計調査員)

第八条 漁業経営体調査の事務に従事させるため、統計法第十二条第一項に規定する統計調査員として、都道府県に設置されるものは、第三項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。）とする。

一 国税徵收法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第二条第十一号に規定する徵收職員又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徵稅吏員

二 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第三十四条第一項に規定する警察官又は同法第五十五条第一項に規定する警察官

2 漁業経営体調査に従事する統計調査員（以下「漁業センサス海面調査員」という。）は、市区町村長（特別区にあつては区長に代えて都知事をいう。以下同じ。）から指定された調査区（第十三条に規定する調査区をいう。以下同じ。）を担当する。

3 漁業センサス海面調査員は、市区町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（前項の規定により市区町村長から指定された調査区をいう。）内にある海面漁業に係る漁業経営体に係る調査票の配布及び

取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

4 都道府県知事は、漁業センサス海面調査員を設置したときは、当該漁業センサス海面調査員に關し農林水産大臣の定める事項を市区町村長に通知し、及び農林水産大臣に報告するものとする。

5 漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に從事させるため、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局に、統計法第十二条第一項の規定による統計調査員を置く。

6 漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査に從事する統計調査員（以下「漁業センサス管理組織等調査員」という。）は、その担当する市区町村の区域について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

7 内水面漁業調査に從事する統計調査員（以下「漁業センサス内水面調査員」という。）は、その担当する調査区について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

8 流通加工調査に從事する統計調査員（以下「漁業センサス流通加工調査員」という。）は、その担当する調査区について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

9 漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員は、地方

農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長。次条第二項において同じ。）が任命し、センター長の指揮監督を受けるものとする。

（漁業経営体調査等の統計調査員の身分を示す証票）

第九条 市区町村長は、漁業センサス海面調査員に対し、都道府県知事の発行する漁業経営体調査の統計調查員として従事する者であることを示す漁業センサス海面調査員証を交付するものとする。

2 地方農政局長は、漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員に対し、それぞれ地方農政局長の発行する漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査又は流通加工調査の統計調査員として従事する者であることを示す漁業センサス管理組織等調査員証、漁業センサス内水面調査員証又は漁業センサス流通加工調査員証を交付するものとする。

3 漁業センサス海面調査員、漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員は、その事務を行うときは、前二項の漁業センサス海面調査員証、漁業センサス管理組織等調査員証、漁業センサス内水面調査員証又は漁業センサス流通加工調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(申告の義務)

第十条 海面漁業に係る漁業経営体を代表する者は、第七条の面接調査又は自計申告調査において第六条第一項第一号及び第二号に掲げる調査事項について、漁業センサス海面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

2 漁業管理組織を代表する者は、第七条の面接調査又は自計申告調査において第六条第一項第三号に掲げる調査事項について、漁業センサス管理組織等調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

3 漁業協同組合を代表する者は、第七条の面接調査又は自計申告調査において第六条第一項第四号及び第五号に掲げる調査事項について、漁業センサス管理組織等調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

4 内水面漁業に係る漁業経営体を代表する者は、第七条の面接調査又は自計申告調査において第六条第二項第一号及び第二号に掲げる調査事項について、漁業センサス内水面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

5 内水面組合を代表する者は、第七条の面接調査又は自計申告調査において第六条第二項第三号及び第四号に掲げる調査事項について、漁業センサス内水面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

6 魚市場を開設する者は、第七条の自計申告調査において第六条第三項第二号の調査事項について、漁業センサス流通加工調査員に対し同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

7 水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者は、第七条の自計申告調査において第六条第三項の調査事項について、漁業センサス流通加工調査員に対し同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

(電子情報処理組織による回答)

第十条の二 魚市場を開設する者、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者は、前条第六項又は第七項の規定による回答に代えて、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と回答をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して回答することができる。

2 前項の規定により回答をする場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一 農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能

二 農林水産省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3 第一項の規定により回答する場合は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に漁業センサス流通加工調査員に対し回答したものとみなす。

(実地調査)

第十一条 調査の事務に従事する者は、統計法第十三条の規定により、第六条第一項から第三項までに掲げる調査事項に関し実地調査を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による権限を行使する者に対し、あらかじめ統計法第十三条後段の証票を交付する。

(調査客体候補者名簿の作成及び補正)

第十二条 農林水産省大臣官房統計部長は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査、内水面漁業調査（内水面

組合のみに係るもの除去。次条並びに第十四条第一項及び第二項において同じ。) 及び流通加工調査を実施するため、調査客体候補者名簿を農林水産大臣が定めるところにより作成し、関係する都道府県知事又は地方農政事務所長等に送付しなければならない。

2 都道府県知事又は地方農政事務所長等は、前項の規定により送付された調査客体候補者名簿を関係する市区町村長又はセンター長に送付しなければならない。

3 市区町村長又はセンター長は、前項の規定により送付された調査客体候補者名簿の客体候補者について、その記載内容を確認し、必要に応じて調査客体候補者名簿を補正するものとする。

#### (調査区の設定)

第十三条 漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに内水面漁業調査及び流通加工調査を実施するセンター長は、農林水産大臣の定めるところにより、市区町村の区域を区分して調査区を設定しなければならない。

#### (調査客体名簿の作成及び補正)

第十四条 漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに漁業管理組織調査、内水面漁業調査及び流通加工調

査を実施するセンター長は、第十二条の規定に基づき送付され、又は補正した調査客体候補者名簿を前条の規定に基づき設定された調査区若しくは市区町村の区域ごとに修正することにより、当該調査に係る調査客体名簿を作成するものとする。

2 漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに漁業管理組織調査、内水面漁業調査及び流通加工調査を実施するセンター長は、前項の調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

3 海面漁業地域調査及び内水面漁業調査のうち内水面組合のみに係るものと実施するセンター長は、調査の実施に先立つて調査客体名簿を作成し、調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

(報告)

第十五条 市区町村長は、漁業経営体調査の結果に基づき統計調査員が作成した調査票、第十二条の規定に基づき送付され、又は補正した調査客体候補者名簿及び前条の規定により作成した調査客体名簿を、農林水産大臣の定める期日までに、都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された調査票及び調査客体名簿を整理した上、審査し、調査票、調査客体名簿及び調査客体候補者名簿並びに調査票及び調査客体名簿を収録した電磁的記録を、農林水産大臣の定める期日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 センター長は、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の結果に基づき漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員又は漁業センサス流通加工調査員が作成した調査票、第十二条第の規定に基づき送付され、又は補正した調査客体候補者名簿及び前条の規定により作成した調査客体名簿を、農林水産大臣の定める期日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

(結果表の作成)

第十六条 農林水産大臣は、前条第二項の規定により提出された調査票の電磁的記録及び同条第三項の規定により提出された調査票に基づき全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成するとともに、都道府県結果表及び市区町村結果表を該当する地方農政事務所長等に送付するものとする。

(結果の公表)

第十七条 農林水産大臣は、前条の全国結果表の概要を調査年の翌年の八月三十一日までに公表し、かつ、

その詳細については逐次、刊行物又は電磁的記録に収録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

(関係書類等の保存)

第十八条 農林水産大臣は、第十六条の規定により作成した都道府県結果表及び市区町村結果表を収録した電磁的記録を五年間、第十五条第二項及び第三項の規定により提出された調査客体名簿を収録した電磁的記録を十年間、同条第二項及び第三項の規定により提出された調査票並びに第十六条の規定により作成した全国結果表を収録した電磁的記録を永年保存する。

2 地方農政事務所長等は、第十六条の規定により送付された都道府県結果表及び市区町村結果表を五年間保存しなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 漁業センサス規則（昭和二十八年農林省令第四十二号。以下この項において「旧規則」という。）及び漁業センサス規則第四条の規定の特例に関する省令（昭和三十三年農林省令第三十六号）は、廃止する。

ただし、旧規則第十六条第一項に規定する書類の保存については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年六月一五日農林省令第三五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十四条第一項の指定内水面漁業基本調査市区町村結果表並びに同条第二項の海面漁業基本調査漁業地区別市区町村結果表、指定内水面基本調査県結果表及び指定内水面漁業概況調査票の保存については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年六月二六日農林省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一〇日農林省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年一二月四日農林省令第六二号）抄

1 この省令は、昭和四十七年十一月六日から施行する。

附 則（昭和四八年五月二一日農林省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十四条第一項の規定により作成された海面漁業基本調査漁業地区結果表、同条第二項の規定により作成された海面漁業基本調査主要漁業地区総括表及び同条第四項の規定により作成された漁業地区調査主要漁業地区総括表の保存については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月二三日農林省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十四条第一項の規定により作成された内水面漁業調査市区町村結果表の保存については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月二三日農林水産省令第一号）

この省令は、昭和五十八年一月二十三日から施行する。

附 則（昭和五八年五月二七日農林水産省令第一二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十四条第二項の規定により作成された内水面漁業調査内水面漁業協同組合市区町村別一覧表及び内水面漁業調査内水面漁業協同組合都道府県結果表並びに同条第三項の規定により作成された内水面漁業調査市区町村別一覧表、内水面漁業調査市区町村結果表及び内水面漁業調査都道府県結果表の保存については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年四月八日農林水産省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月四日農林水産省令第二九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十四条第三項の規定により作成された内水面漁業調査市区町村別一覧表又は内水面漁業調査都道府県結果表を収録した磁気テープの保存については、なお従前の例による。

附 則（平成三年九月二六日農林水産省令第四三号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成四年四月一五日農林水産省令第一六号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一六号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年五月一九日農林水産省令第二三号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の漁業センサス規則第十四条第二項の規定により作成された内水面漁業調査

内水面漁業協同組合市区町村別一覧表、内水面漁業調査内水面漁業協同組合都道府県結果表及び調査票を

収録した磁気テープ並びに同条第六項の規定により作成された磁気テープの保存については、なお従前の例による。

附 則（平成八年九月三〇日農林水産省令第五三号）抄  
(施行期日)

1 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成十年六月一二日農林水産省令第三八号）抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三一日農林水産省令第五一号）抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年五月二〇日農林水産省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年六月二五日農林水産省令第六二号）抄

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月十一日農林水産省令第百十号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十九日農林水産省令第十九号）抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日農林水産省令第二六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年五月十二日農林水産省令第三四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（関係書類の保存に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の漁業センサス規則第十五条第二項の規定により作成した同項の表の上欄に

掲げる結果表等及び磁気テープ、同条第五項の規定により作成した結果表、一覧表及び磁気テープ並びに同条第六項の規定により作成した全国結果表、漁業地区整理表及び磁気テープの保存については、なお従前の例による。



○ 漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件

平成十五年二十一月三十日  
農林水産省告示第七百七十六号

改正 同同同 平成十五年二十八七年  
五三十六月二十一月三十日  
農林水産省告示第千九百四十八号  
第千九百四十三号  
第千九百四十五号  
第千九百四十五号

○農林水産省告示第七百七十六号

漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件

(湖沼)

第一条 漁業センサス規則（以下「規則」という。）第五条第二項第一号の農林水産大臣が定める湖沼は、別表のとおりとする。

(調査票の様式)

第二条 規則第六条第四項の農林水産大臣が定める調査票は、海面漁業調査については別記様式第一号から第六号まで、内水面漁業調査については別記様式第七号から第九号まで、流通加工調査については別記様式第十号及び第十一号のとおりとする。

(統計調査員に関する報告事項)

第三条 規則第八条第四項の農林水産大臣の定める事項は、漁業センサス海面調査員の総数、男女別の数、年齢別の数及び属性の別並びに統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十二条第一項に規定する統計調査員の経験の有無とする。

（調査客体候補者名簿の作成）

第四条 規則第十二条第一項の調査客体候補者名簿は、次の各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 調査客体候補者名簿に記載する調査客体候補者は、平成十五年を調査年として行つた漁業センサス（以下「一〇〇三年漁業センサス」という。）の当該調査の調査客体名簿に記載されている調査客体並びに平成十六年以降に新たに漁業を営んだ事業所、新たに漁業管理を行つた漁業管理組織、新たに開設された魚市場、新たに水産加工業を営んだ事業所並びに新たに冷凍及び冷蔵施設を営んだ事業所とする。

二 調査客体候補者名簿は別記様式第十二号から第十六号までにより作成するものとする。

（調査区の設定）

第五条 規則第十三条の規定による調査区の設定は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 漁業経営体調査 規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、

地理的条件を考慮し、及び二〇〇三年漁業センサスの漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの漁業経営体の数がおおむね二十から三十までとなるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。

二 内水面漁業調査 規則第十二条の規定により作成又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件を考慮し、及び二〇〇三年漁業センサスの内水面漁業調査の調査区を基礎として、一調査区当たりの内水面漁業を営む漁業経営体の数がおおむね五から二十五までとなるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。

三 流通加工調査 地理的条件を考慮して、一調査区当たりの魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所の数がおおむね十となるように市区町村の区域を区分して設定するものとする。

(調査の報告等)

第六条 規則第十五条第一項の農林水産大臣の定める期日は、平成二十年十二月五日とする。

2 規則第十五条第二項の農林水産大臣の定める期日は、調査票及び調査客体名簿を収録した電磁的記録にあつては平成二十一年三月三十一日、調査票、調査客体名簿、調査客体候補者名簿にあつては平成二十一

年九月三十日とする。

3 規則第十五条第三項の農林水産大臣の定める期日は、平成二十年十二月五日とする。





指定統計第67号  
漁業センサス  
農林水産省

2008年漁業センサス  
海面漁業調査  
漁業経営体調査票Ⅰ  
(個人経営体用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。**

<p>【統計調査員】</p> <p>氏名：</p> <p>電話番号：</p>	<p>月 日( ) 午前・午後 時ごろに 調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。</p>
--	---

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区 都府県(支庁) 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号 経営組織コード

1: 共同経営に参加  
2: 共同経営に不参加

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

# I 世帯について

## 1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

数字は、算用数字で  
1マスに1字ずつ右に  
詰めて記入してください。

すべての世帯員		以下のうち、満14歳の世帯員	
701	男		
702	女		

## 2 家としての専業・兼業

(1) 当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

漁業専業	兼業	
	漁業が主	他が主
711	1	2

兼業の場合は、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）の収入が多い方を「主」としてください。

## 4 漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成5年10月31日午前零時までに生まれた人）のうち、過去1年間に漁業を行った人をもれなく記入してください。

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人です。

名 前  (経営主（本人）との 続柄やABC等の 記号でもかまいません。)	平成20年11月1日現在の満年齢													男女の別	
	15 歳	20 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳以上	男	女
	①	②	③	い ズ れ か に ○ 印	い ズ れ か に ○ 印										
731 経営主	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
732	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
733	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
734	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
735	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
736	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
737	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
738	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2

→ (2) 過去1年間の漁業以外の仕事について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

自 営 業					勤 め
水 産 加 工 業	民 宿	遊 船	漁 業	そ の 他	
712	1	2	3	4	5

(3) 過去1年間の延べ利用者数を記入してください。  
万 千 百 十 (人)

民 宿	713				
遊 漁 船 業	714				

### 3 自家漁業の後継者の有無

当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

有	無
721	1 2

後継者とは、過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。

現在、自家漁業を行っていなくてもかまいません。

6ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

過去1年間にした仕事															
自家漁業の海上作業日	種類数が最も多かった漁業	⑤の漁業種類で使用した漁船の大きさ			漁業10月の海上旬に行なった自家	自家漁業の陸上作業	始過めた人	過去1年内に漁業を卒業した人	今年の3月に学校を卒業した人	自家漁業以外の自営業	共同経営の漁業の仕事	雇われて漁業の仕事	雇われて漁業以外の仕事	日数が最も多い仕事	い日数の方の多
		漁船非使用	10トン未満	10トン以上											
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
(日)	全国漁業種類番号を記入	いずれかに印	当てはまる人に○印										下の当てはまる番号を記入	いずれかに印	
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		
		1 2 3											1 2		

#### 海上作業日数の考え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含めません。

- 1 : 自家漁業  
 2 : 自家漁業以外の自営業  
 3 : 共同経営の漁業の仕事  
 4 : 雇われて漁業の仕事  
 5 : 雇われて漁業以外の仕事

## II 自家漁業に雇った人

### 1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人数を記入してください。

(人)

計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	居住地			うち、過去 1年以内に 漁業を始め た人	外 国 人
		同 一 市町村	その他 の県内	県 外		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
201						

**過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。**

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事が主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。

(人)

	海上作業を 行った人数	うち、居住地 が同一市町村		
		男	女	
計	211			
15～19歳	212			
20～24歳	213			
25～29歳	214			
30～34歳	215			
35～39歳	216			
40～44歳	217			
45～49歳	218			
50～54歳	219			
55～59歳	220			
60～64歳	221			
65～69歳	222			
70～74歳	223			
75歳以上	224			

### 2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に雇つた人数を記入してください。

(人)

計	231		
男	232		
女	233		

### III 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

#### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船	動力船
301	1	2	3

#### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

無動力漁船	(隻)
302	

  

船外機付漁船
303

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

#### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)				11月1日現在で持っている動力漁船			
トン数 <small>小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。</small>		11月1日現在で持っている		過去1年間の出漁日数		販売金額が最も多かった漁業種類	
①	②	③	④	(トン)	小数点	いずれかに印	(日)
401		1	2				
402		1	2				
403		1	2				
404		1	2				
405		1	2				
406		1	2				
407		1	2				
408		1	2				
409		1	2				
410		1	2				

#### 出漁日数の考え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含めません。

6ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

## IV 漁業経営について

- 1 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。  
 そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

### (全国漁業種類番号)

#### 【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そ う び き	103	
	沖合底びき網 2 そ う び き	104	
	小型底びき網	105	
	船びき網	106	
	大 中 型 ま き 網	1 そ う ま き 遠 洋 か つ お ・ ま ぐ ろ	107
		1 そ う ま き 近 海 か つ お ・ ま ぐ ろ	108
		1 そ う ま き そ の 他	109
		2 そ う ま き	110
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

#### 【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
	その他のはえ縄	123	
	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
ひき縄釣		130	
その他の釣		131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

#### 【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

養殖を行っていない場合は8ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

借りている施設の面積  
も含めます。

魚類養殖の合計	511
うち、ぶり類	512
うち、まだい	513
うち、ひらめ	514
陸上水槽	515
うち、まぐろ類	516

## (2) ほたてがい養殖 -

当てはまる養殖方法に記入してください。

### ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。百十(台)

台 数 521

百十(m<sup>2</sup>)

イ はえ縄

幹繩（海面に水平に張って垂下連を支える繩（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

523

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

台数と1台の平均面積を記入してください。 万千百十(台)

台 数	531					
-----	-----	--	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

平均面積	532					
------	-----	--	--	--	--	--

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

533						
-----	--	--	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

養殖している養殖場の面積を記入してください。

534						
-----	--	--	--	--	--	--

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

541						
-----	--	--	--	--	--	--

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万千百十(m<sup>2</sup>)

551						
-----	--	--	--	--	--	--

養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても  
1枚の網ひびの面積としてください。

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

561						
-----	--	--	--	--	--	--

(7) 真珠貝養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

571						
-----	--	--	--	--	--	--

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に〇印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

場又は荷組合の市	漁業協同組合	外漁業卸協同組合	漁業業者・加工	小売業者	生業者	直売所	自家販売	その他
591								

調査はここで終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、電話番号の記入をお願いします。

電話番号：

秘

指定統計第67号
漁業センサス
農林水産省

2008年漁業センサス  
海面漁業調査  
**漁業経営体調査票Ⅱ**  
(会社用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

## 〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。**

<p style="text-align: center;"><b>【統計調査員】</b></p> <p>氏名 :</p> <p>電話番号 :</p>	<p style="text-align: center;"><b>月 日 ( )</b> <b>午前・午後 時ごろに</b></p> <p>調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。</p>
---	---

《市町村連絡先》

## 〔事務処理欄〕

## 区分コード

大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号
<input type="text"/>						

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

本社名

本社所在地

事業所名

都道府県	市 区	町 村
------	-----	-----

**2~6ページは、事業所について記入してください。**

## I 事業所の概要

### 1 本所・支所の区分と会社の種類

それぞれ当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

[旧有限会社は、株式会社に含めます。]

本所・支所の区分		会社の種類		
単独事業所	本所・本社	支所・支社	株式	その他
801	1	2	3	1 2

### 2 11月1日現在の従業者数

漁業と漁業以外も含めたすべての従業者数を記入してください。

〔本所・本社の場合は、支社・支所を含めた従業者数ではなく、本所・本社のみの従業者数を記入してください。〕

(人) [数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。]  
802

## II 漁業の従業者

### 1 海上作業の従業者数

(1) 11月1日現在の海上作業の従業者数を記入してください。

(人)

計	201			
①+②				
日本 人	202			
①				
居 住 地				
同 一 市 町 村	203			
その他の県内	204			
県 外	205			
うち、新規就業者	206			
外 国 人	207			
②				

**新規就業者**とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・他の仕事が主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ①の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業に従事した人数を記入してください。

(人)

海上作業従業者数	うち、居住地が同一市町村			
	男	女	男	女
計	211			
15~19歳	212			
20~24歳	213			
25~29歳	214			
30~34歳	215			
35~39歳	216			
40~44歳	217			
45~49歳	218			
50~54歳	219			
55~59歳	220			
60~64歳	221			
65~69歳	222			
70~74歳	223			
75歳以上	224			

### 2 陸上作業の従業者数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期の従業者数を記入してください。

(人)

計	231			
男	232			
女	233			

### III 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

#### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船	動力船
301	1	2	3

#### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

無動力漁船	(隻)
302	

  

船外機付漁船
303

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

#### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)				11月1日現在で 保有している動力漁船	
ト　ン　　数		11月1日現在 の保有の有無		過去1年間 の出漁日数	販売金額が最 も多かった漁 業種類
①	②	保有し てある	保有して ない	③	④
(トン)	小数点 ↓	い　ず　れ　か　に ○	印	(日)	全国漁業種類 番号を記入
401	.	1	2		
402	.	1	2		
403	.	1	2		
404	.	1	2		
405	.	1	2		
406	.	1	2		
407	.	1	2		
408	.	1	2		
409	.	1	2		
410	.	1	2		

借りている漁船は含めません。  
貸して

#### 出漁日数の考え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番  
号で当てはまる番号を記入し  
てください。

## IV 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

### (全国漁業種類番号)

#### 【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そ う び き	103	
	沖合底びき網 2 そ う び き	104	
	小型底びき網	105	
	船びき網	106	
	大 中 型 ま き 網	1 そ う ま き 遠 洋 か つ お ・ ま ぐ ろ	107
		1 そ う ま き 近 海 か つ お ・ ま ぐ ろ	108
		1 そ う ま き そ の 他	109
		2 そ う ま き	110
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

#### 【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
	その他のはえ縄	123	
	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
ひき縄釣		130	
その他の釣		131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

#### 【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

### 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

借りている施設の面積  
も含めます。

魚類養殖の合計	511
うち、ぶり類	512
うち、まだい	513
うち、ひらめ	514
陸上水槽	515
うち、まぐろ類	516

## (2) ほたてがい養殖一

当てはまる養殖方法に記入してください。

### ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。百十(台)

台数 521

百十(m<sup>2</sup>)

1 はえ縄

幹繩（海面に水平に張って垂下連を支える繩（ロープ））の長さを記入してください。

万手百吉(m)

523

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

台数と1台の平均面積を記入してください。 万千百十(台)

台 数	531	万 千	百	十				
-----	-----	-----	---	---	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

平均面積	532	万 千	百	十				
------	-----	-----	---	---	--	--	--	--

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

533	万 千	百	十				
-----	-----	---	---	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

534	万 千	百	十				
-----	-----	---	---	--	--	--	--

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

541	万 千	百	十				
-----	-----	---	---	--	--	--	--

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万千百十(m<sup>2</sup>)

551	万 千	百	十				
-----	-----	---	---	--	--	--	--

養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても  
1枚の網ひびの面積としてください。

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

561	万 千	百	十				
-----	-----	---	---	--	--	--	--

(7) 真珠貝養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

571	万 千	百	十				
-----	-----	---	---	--	--	--	--

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

販売金額なし	100万円未満	100万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	5,000万円	1億円	2億円	5億円	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に〇印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

場又は荷組合の市	漁業協同組合	外漁業卸協同組合	漁業者・加工	業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
591									

Iの1の本所・支所の区分が「本所・本社」の場合に記入してください。

V 支所・支社も含めた会社全体について

1 支所・支社も含めた会社全体の従業者数

		万 千 百 十(人)
計	803	
常時従業者	804	
その他の従業者	805	

2 資本金

当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

(株式会社については払込済み資本金の金額、その他に)については出資金の金額で当てはまる番号を○で囲んでください。

100 万 円 未 満	100 万 万 \$	200 万 万 \$	500 万 万 \$	1,000 万 万 \$	3,000 万 万 \$	5,000 万 万 \$	1 億 \$	10 億 円 以 上	
806	1	2	3	4	5	6	7	8	9

3 漁業の専業・兼業

(1) 過去1年間に行った事業が漁業のみの場合は「2」、他の事業も行った場合は「1」に○印を記入してください。

兼業	専業	
807	1	2

「専業」の場合は「4 事業別の子会社数」へ進んでください。

(2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

25% 未満	25~ 50~	75% 以上		
808	1	2	3	4

(3) 過去1年間に漁業以外に行ったすべての事業の事業所の数を記入してください。そのうち販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入してください。

事業所の数	販売金額が最も多かったものの記入欄
水産加工業	811
その他	812
卸売・小売業、飲食業	813
サービス業	814
冷蔵倉庫業	815
その他	816

(4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数を記入してください。(寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数)

817	
-----	--

4 事業別の子会社数

事業別に子会社数を記入してください。

漁業	821	
水産加工業	822	
その他	823	
卸売・小売業、飲食業	824	
サービス業	825	
冷蔵倉庫業	826	
その他	827	

調査はここで終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者 :

電話番号 :





指定統計第67号  
漁業センサス  
農林水産省

2008年漁業センサス  
海面漁業調査  
漁業経営体調査票Ⅲ  
(漁業協同組合等用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

〔記入上の注意〕

- 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。**

<b>【統計調査員】</b> 氏名： 電話番号：	<b>月 日( )</b> <b>午前・午後 時ごろに</b> 調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。
--------------------------------	--

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区      都府県  
(支庁)      市区町村      漁業地区      調査区      漁業集落      客体番号

-  -  -  -  -  -

経営組織コード

4 : 漁業協同組合  
5 : 漁業生産組合  
7 : その他

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

代表者氏名

# I 直接行った漁業の従事者

## 1 海上作業の従事者数

(1) 11月1日現在の海上作業の従事者数を記入してください。

(人)

計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	居住地			うち、 新規 就業者	外 国 人
		同 一 市町村	そ の 他 の県内	県 外		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
201						

数字は、算用  
数字で1マスに  
1字ずつ右に詰  
めて記入してく  
ださい。

**新規就業者**とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事が主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業に従事した人数を記入してください。

(人)

	海上作業を行った人数	うち、居住地 が同一市町村			
		男	女	男	女
計	211				
15～19歳	212				
20～24歳	213				
25～29歳	214				
30～34歳	215				
35～39歳	216				
40～44歳	217				
45～49歳	218				
50～54歳	219				
55～59歳	220				
60～64歳	221				
65～69歳	222				
70～74歳	223				
75歳以上	224				

## 2 陸上作業の従事者数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期の従事者数を記入してください。

(人)

計	231		
男	232		
女	233		

## II 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船	動力船
301	1	2	3

### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

無動力漁船	(隻)
302	

  

船外機付漁船
303

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)				11月1日現在で 保有している動力漁船	
ト　ン　　数		11月1日現在 の保有の有無		過去1年間 の出漁日数	販売金額が最 も多かった漁 業種類
①	②	保有し てある	保有して ない	③	④
(トン)	小数点 ↓	い　ず　れ　か　に ○	印	(日)	全国漁業種類 番号を記入
401	.	1	2		
402	.	1	2		
403	.	1	2		
404	.	1	2		
405	.	1	2		
406	.	1	2		
407	.	1	2		
408	.	1	2		
409	.	1	2		
410	.	1	2		

### 出漁日数の考え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

### III 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

(全国漁業種類番号)

【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そ う び き	103	
	沖合底びき網 2 そ う び き	104	
	小型底びき網	105	
	船びき網	106	
	大 中 型 ま き 網	1 そ う ま き 遠 洋 か つ お ・ ま ぐ ろ	107
		1 そ う ま き 近 海 か つ お ・ ま ぐ ろ	108
		1 そ う ま き そ の 他	109
		2 そ う ま き	110
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
	その他のはえ縄	123	
	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
ひき縄釣		130	
その他の釣		131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
	ほたてがい養殖	142	
	かき類養殖	143	
	その他の貝類養殖	144	
	くるまえび養殖	145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

### 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

借りている施設の面積  
も含めます。

魚類養殖の合計	511
うち、ぶり類	512
うち、まだい	513
うち、ひらめ	514
陸上水槽	515
うち、まぐろ類	516

## (2) ほたてがい養殖一

当てはまる養殖方法に記入してください。

### ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。百十(台)

台数 521

百十(m<sup>2</sup>)

イ はえ縄

幹繩（海面に水平に張って垂下連を支える繩（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

523

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

台数と1台の平均面積を記入してください。 万千百十(台)

台 数	531					
-----	-----	--	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

平均面積	532					
------	-----	--	--	--	--	--

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

533						
-----	--	--	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

ウ 地まき式、そだひび式

養殖している養殖場の面積を記入してください。

534						
-----	--	--	--	--	--	--

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

541						
-----	--	--	--	--	--	--

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万千百十(m<sup>2</sup>)

551						
-----	--	--	--	--	--	--

養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても  
1枚の網ひびの面積としてください。

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

561						
-----	--	--	--	--	--	--

(7) 真珠貝養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

571						
-----	--	--	--	--	--	--

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に〇印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

場又は荷組合の市	漁業協同組合	外漁業卸協同組合	漁業業者・加工	小売業者	生業者	直売所	自家販売	その他
591								

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：

秘

指定統計第67号
漁業センサス
農林水産省

2008年漁業センサス  
海面漁業調査  
**漁業経営体調査票Ⅳ**  
(共同経営用)

平成20年11月1日調査

**この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。**

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。**

<p style="text-align: center;"><b>【統計調査員】</b></p> <p>氏名 :</p> <p>電話番号 :</p>	<p style="text-align: center;"><b>月 日 ( )</b></p> <p style="text-align: center;"><b>午前・午後 時ごろに</b></p> <p style="text-align: center;"><b>調査票の回収に伺いますので、</b></p> <p style="text-align: center;"><b>それまでに該当する箇所の記入をお願いします。</b></p>
---	--

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号
<input type="text"/>						

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

## I 共同経営について

### 1 出資金

現物出資を除く出資金について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

現出 物資 金出 資な し又 は	10 万 円未 満	10 万	30 万	50 万	100 万	200 万	500 万	1,000 万	3,000 万 円以 上
831	1	2	3	4	5	6	7	8	9
									10

### 2 出資した人数

出資金を出資した人と現物出資をした人の合計の人数を記入してください。

(人)  
832

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

現物出資とは、漁船や漁網などのもちよりをいいます。

## II 共同経営の漁業を行った人

### 1 海上作業を行った人数

(1) 11月1日現在の海上作業を行った人数を記入してください。

(人)

(2) ①の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。

計 ①+②	201			
日本 人 ①	202			
居 住 地 同一市町村	203			
その他の県内	204			
県 外	205			
うち、過去1年以内に漁業を始めた人	206			
外 国 人 ②	207			

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・他の仕事が主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

### 2 陸上作業を行った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に行つた人数を記入してください。

(人)

計	231			
男	232			
女	233			

海上作業を行った人数 うち、居住地 が同一市町村	男	女	(人)	
			男	女
計	211			
15～19歳	212			
20～24歳	213			
25～29歳	214			
30～34歳	215			
35～39歳	216			
40～44歳	217			
45～49歳	218			
50～54歳	219			
55～59歳	220			
60～64歳	221			
65～69歳	222			
70～74歳	223			
75歳以上	224			

### III 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

#### 1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。  
(借りた漁船も含めます。)

動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船	動力船
301	1	2	3

#### 2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。  
(借りている漁船も含めます。)

無動力漁船	(隻)
302	

  

船外機付漁船
303

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

#### 3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)				11月1日現在で持っている動力漁船			
トン数 <small>小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。</small>		11月1日現在で持っている		過去1年間の出漁日数		販売金額が最も多かった漁業種類	
①	②	③	④	(トン)	いずれかに印	(日)	全国漁業種類番号を記入
401	.	1	2				
402	.	1	2				
403	.	1	2				
404	.	1	2				
405	.	1	2				
406	.	1	2				
407	.	1	2				
408	.	1	2				
409	.	1	2				
410	.	1	2				

#### 出漁日数の考え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

## IV 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

### (全国漁業種類番号)

#### 【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そ う び き	103	
	沖合底びき網 2 そ う び き	104	
	小型底びき網	105	
	船びき網	106	
	大 中 型 ま き 網	1 そ う ま き 遠 洋 か つ お ・ ま ぐ ろ	107
		1 そ う ま き 近 海 か つ お ・ ま ぐ ろ	108
		1 そ う ま き そ の 他	109
		2 そ う ま き	110
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

#### 【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
	その他のはえ縄	123	
	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
ひき縄釣		130	
その他の釣		131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

#### 【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

## 2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

### 3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

### (1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

借りている施設の面積  
も含めます。

	①	②
魚類養殖の合計	511	
うち、ぶり類	512	
うち、まだい	513	
うち、ひらめ	514	
陸上水槽	515	
うち、まぐろ類	516	

## (2) ほたてがい養殖一

当てはまる養殖方法に記入してください。

## ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。百十(台)

台数 521

平均面積 522

イ はえ縄

幹繩（海面に水平に張って垂下連を支える繩（ロープ））の長さを記入してください。

## 瓦毛百吉(m)

523

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

台数と1台の平均面積を記入してください。 万千百十(台)

台 数	531					
-----	-----	--	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

平均面積	532					
------	-----	--	--	--	--	--

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

533						
-----	--	--	--	--	--	--

万千百十(m<sup>2</sup>)

ウ 地まき式、そだひび式

養殖している養殖場の面積を記入してください。

534						
-----	--	--	--	--	--	--

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

541						
-----	--	--	--	--	--	--

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万千百十(m<sup>2</sup>)

551						
-----	--	--	--	--	--	--

養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。  
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても  
1枚の網ひびの面積としてください。

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

561						
-----	--	--	--	--	--	--

(7) 真珠貝養殖

いかだ台数を記入してください。

(かご100つりを1台としてください。)

万千百十(台)

571						
-----	--	--	--	--	--	--

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に〇印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

場又は荷組合の市	漁業協同組合	外漁業卸協同組合	漁業業者・加工	小売業者	生業者	直売所	自家販売	その他
591								

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：